

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 79 号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第1条第5項、第8項、第9項又は第10項」を「第1条第3項、第6項、第7項又は第8項」に、「第2条第5項、第8項、第9項又は第10項」を「第2条第3項、第6項、第7項又は第8項」に、「第1条第6項又は第7項」を「第1条第4項又は第5項」に、「第2条第6項又は第7項」を「第2条第4項又は第5項」に改め、同条第2項中「第1条第5項又は第11項」を「第1条第3項又は第9項」に、「第2条第5項又は第11項」を「第2条第3項又は第9項」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「第2条第6項又は第7項」を「第2条第4項又は第5項」に改め、同条第4項中「芸術大学事務局整備改革推進室副室長及び」を削る。

第5条第1項各号列記以外の部分中「第2条第5項、第8項又は第9項」を「第2条第3項、第6項又は第7項」に改める。

第30条を次のように改める。

(郵便貯金銀行における納入の特例)

第30条 納入通知書等、払込書又は返納通知書により納入すべき納入義務者は、京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域外に所在する郵便貯金銀行の営業所及び郵便局に歳入を納入しようとするときは、歳入徴収者に対し、別に定める払込取扱票の交付を請求することができる。

2 前項の払込取扱票の交付を受けた納入義務者に対する前条第1項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに掲げる書類」とあるのは「次条第1項に規定する払込取扱票」と、「当該書類」とあるのは「当該払込取扱票」とする。

第37条に次の1号を加える。

(10) 京都市特定非営利活動促進法施行条例第6条第2項（同条例第11条において準用する場合を含む。）に規定する謄写に要する費用を領収する場合

第43条の2第1項に次の1号を加える。

(10) 催物の入場券、鑑賞券その他これらに類するものの販売代金を領収する場合

第43条の2第4項ただし書中「同項第17号」の右に「若しくは第18号」を、「販売代金」の右に「のうち別に定めるもの」を加える。

第53条第1項各号列記以外の部分中「含む。」の右に「第98条を除き、」を加える。

第98条第1項中「還付命令書」及び「振替命令書」の右に「(添付書類を含む。)」を加え、同条第2項中「還付命令書を除く」を「添付書類を含む」に改め、「振替命令書」の右に「(添付書類を含む。)」を加える。

第99条第1項第3号中「支出命令書の添付書類」を「書類」に改める。

別表第2 1中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 文化市民局地域自治推進室区政推進課長

別表第2 1中第17号から第19号までを削り、第20号を第16号とし、第21号を第17号とし、第22号を第18号とし、第23号を削り、第24号を第19号とし、第25号から第32号までを5号ずつ繰り上げ、第33号を第28号とし、同号の次に次の1号を加える。

(20) 保健福祉局保健衛生推進室保健医療課長

別表第2 1中第34号を第30号とし、第35号を第31号とし、同号の次に次の1号を加える。

(32) 第二児童福祉センター長

別表第2 1中第36号を第33号とし、第37号から第49号までを3号ずつ繰り上げ、第50号を削り、第51号を第47号とし、第52号から第64号までを4号ずつ繰り上げ、第65号を第61号とし、同号の次に次の1号を加える。

(62) 市会事務局調査課長

別表第2 1中第66号を削り、第67号を第63号とし、第68号から第77号までを4号ずつ繰り上げる。

別表第4中「第2号 芸術大学事務局整備改革推進室副室長」を「第2号 削除」に、「第10号 文化市民局市民生活部地域づくり推進課長」を「第10号 削除」に、「第17号 文化市民局市民生活部区政推進課長」を「第17号 文化市民局地域自治推進室区政推進課長」に、「第26号 芸術大学事務局教務学生支援室事業推進課長」を「第26号 削除」に、「第50号 建設局土木管理部調整管理課の右京区役所京北出張所の所管区域における事務を担当する担当課長」を「第50号 京北・左京山間部土木事務所長」

に、「第84号 文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課長」を「第84号 削除」に、「第128号 削除」を「第128号 保健福祉局保健衛生推進室保健医療課長」に、「第140号 削除」を「第140号 第二児童福祉センター長」に、「第143号 文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ振興課長」を「第143号 削除」に、「第162号 市会事務局政務調査課長」を「第162号 市会事務局調査課長」に改める。

第13号様式6中「児童療育センター」を「第二児童福祉センター」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(会計室)